

社会福祉法人 菊水会
訪問介護ステーション にじの丘
訪問介護事業 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人菊水会が開設する訪問介護ステーションにじの丘（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護の事業（以下「介護サービス」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の基本方針として、訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 介護サービスの実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスを提供するものとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 介護サービスを行う事業所の名称及び所在地は、以下のとおりとする。

(1) 名 称 訪問介護ステーション にじの丘

(2) 所在地 山口県下関市菊川町大字田部 223-1

(職員の種類、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

職 種	資 格	常 勤	非常勤	備 考
管理者 (兼務)	ヘルパー1級	1		定期巡回・随時対応型訪問介護看護、特別養護老人ホーム及びグループホーム管理者兼務
サービス提供責任者	介護福祉士	1		定期巡回・随時対応型訪問介護看護兼務
訪問介護員	介護福祉士 ヘルパー2級 初任者研修	4 1 1	2 1 1	定期巡回・随時対応型訪問介護看護兼務

(1) 管理者…………… 1人 ヘルパー1級 (定期巡回・随時対応型訪問介護看護、特別養護老人ホーム及びグループホーム管理者兼務)

管理者は、事業所の訪問介護員等及び業務の管理を一元的に行うとともに、訪問介護員等に介護サービスに関する法令等の規程を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者… 1 人 介護福祉士

サービス提供責任者は、次に掲げる事項を行う。

- ① 訪問介護計画の作成・変更等を行い、利用の申込みに係る調整をする。
- ② 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者等との連携に関すること。
- ③ 訪問介護員等に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握する。
- ④ 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施する。

(3) 訪問介護員等……………10 人 介護福祉士・ヘルパー 2 級 (常勤兼務 6 名、非常勤兼務 4 人)

訪問介護員等は、身体介護や生活援助等サービスの提供を行う。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日は次のとおりとする。

- (1) 営業日 年中無休とする。
- (2) 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
- (3) 上記以外は、電話により、24 時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容及び利用料等)

第 6 条 介護サービスの内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該訪問介護サービスが法定代理受領サービスであるときは、その 1 割 (一定以上の所得がある場合は 2 割又は 3 割) 利用者の介護保険負担割合証に記載された額とする。

サービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助

(緊急時等における対応方法)

第 7 条 訪問介護員等は、事業の提供を行っているときに、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 8 条 通常の事業の実施地域は、下関市 (菊川地区、西市地区、吉田地区、小月地区) とする。

(虐待防止に関する事項)

第9条 事業所は、利用者の尊厳保持・人格尊重、虐待の未然の防止・早期発見等のため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものとする）を定期的開催するとともにその結果について訪問介護員等に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するため、従業者への研修を年1回実施

(4) 虐待を防止するための措置を適切に実施するための担当者の設置

(5) 虐待の防止に係る責任者を選定

(6) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(7) その他、訪問介護員等が支援に当たっての悩みや苦勞を相談できる体制を整え、訪問介護員等が利用者等の権利擁護に取り組める環境づくりに努めるほか、自らの必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、虐待又は虐待を疑われる事案が発生した場合は、速やかに市へ通報する。

(秘密の保持)

第10条 事業者は、業務上知り得た契約者、利用者並びにその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文書（情報提供同意書）により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、契約中及び契約終了後においても第三者に対して秘匿するものとする。

2 職員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

(衛生管理)

第11条 事業所は訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品の衛生的管理に努めるものとする。

2 事業所における感染症の予防及びまん延防止のため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1度以上の開催するとともに、その結果を訪問介護員等に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のため指針を整備する。

(3) 事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第 12 条

- 1 事業所は、感染症や非常災害時の発生において、利用者に対する訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（ハラスメント対策）

第 13 条 事業所は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するため、次の措置を講じる。

- （1）ハラスメント防止のための方針の明確化及び周知・啓発
- （2）相談（苦情含む）に応じ、適切な対応をするために必要な体制の整備

（その他運営についての留意事項）

第 14 条 事業所は、全ての訪問介護員等（登録型の訪問介護員等を含む。以下同じ。）に対し、個別の訪問介護員等に係る研修計画を策定し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施する。なお、研修計画は機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- （1）採用時研修 採用後 6 か月以内
- （2）継続研修 年 2 回以上

- 2 事業所は、全ての訪問介護員等に対し、一般及び特別健康診断等を定期的実施する。
- 3 この規約に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人菊水会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 23 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 23 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 28 年 6 月 6 日から施行する。
この規程は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 29 年 3 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。
この規程は、令和元年 9 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 3 年 11 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

料 金 表

中心型 身体介護	20分未満	163円/回
	20分以上30分未満	244円/回
	30分以上1時間未満	387円/回
	1時間以上1時間30分未満	567円/回
	1時間30分を超えて30分増すごとに	82円/回
中心型 生活援助	20分以上45分未満	179円/回
	45分以上	220円/回
生活援助を行う場合 身体介助に引き続き	20分以上45分未満の生活援助	+65/回
	45分以上70分未満の生活援助	+130円/回
	70分以上の生活援助	+195円/回
初回加算 (初回等に実施した訪問介護と同月にサービス提供責任者が訪問介護を行う場合等)		200円/初回時
緊急時訪問介護加算 (利用者、家族から要請を受けてケアマネージャーが必要と認め、訪問を行う場合)		100円/回
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		利用料の13.7%相当
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		利用料の4.2%相当
介護職員等ベースアップ等支援加算		利用料の2.4%相当

* 口腔連携強化加算

事業所の従業員が口腔の健康状態の評価を実施し、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員にその結果を情報提供した場合に、1月1回に限り50単位(自己負担額50円)を加算する。

* 夜間(18:00~22:00)又は早朝(6:00~8:00)の場合25%増

* 深夜(22:00~6:00)の場合50%増

* 訪問介護員2名派遣の場合 200/100

* 法定代理受領の場合は上記金額の1割。※一定以上所得がある方は2割又は3割。(ただし、経

過措置、利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担額による。)

* 事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合 90/100